

戸田市上下水道事業告示第52号

戸田市上下水道事業一般競争入札告示

戸田市上下水道事業包括委託について、下記のとおり総合評価落札方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び戸田市契約規則（平成元年規則第14号。以下「契約規則」という。）第3条の規定により告示する。

令和7年6月2日

戸田市上下水道事業 戸田市長 菅 原文 仁

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 戸田市上下水道事業包括委託
- (2) 場 所 戸田市地内
- (3) 設計金額 金3,023,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 予定価格 金3,023,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (6) 内 容 仕様書のとおり
- (7) そ の 他 戸田市契約規則第10条第3項に基づく郵便入札とする。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業又は共同企業体

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この契約の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 次の要件を満たすこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が満たすこと。
 - ① 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 契約規則第2条の規定により、戸田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ③ この契約の入札の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年11月15日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ この契約の入札の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年9月18日市長決裁）の規定に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - ⑤ この契約の入札の告示日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (2) 次に掲げる全ての契約実績を有すること。なお、共同企業体の場合は、いずれかの構成員が満たすこと。
 - ① 平成27年4月1日から告示日までに、給水人口 100,000人以上、又は施設能力50,000m³/日以上の水道事業において、浄水場の運転管理業務を元請（共同企業体の

構成員としての実績含む)として、履行した実績を有する者であること。

② 平成27年4月1日から告示日までに、下水道事業において、24時間常駐監視によるポンプ場(処理場含む)の運転管理業務を元請(共同企業体の構成員としての実績含む)として、履行した実績を有する者であること。

③ 平成27年4月1日から告示日までに、給水人口100,000人以上の上下水道事業において、上下水道窓口業務における料金関係業務(財務会計業務を除く)及び施設関係業務(給水装置関係業務)又は施設関係業務(下水道関係業務)を元請(共同企業体の構成員としての実績含む)として、履行した実績を有する者であること。

(3) 共同企業体である場合における当該共同企業体及びすべての構成員については、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の要件をすべて満たすこと。

① 自主的に結成された共同企業体であること。

② この契約の入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

③ この契約の入札に単体企業として参加していないこと。

④ すべての構成員の数が2者である場合は各構成員の出資比率がそれぞれ30パーセント以上、3者である場合はそれぞれ20パーセント以上、4者である場合はそれぞれ15パーセント以上、5者である場合はそれぞれ12パーセント以上、6者以上である場合はそれぞれ10パーセント以上であること。

⑤ 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

⑥ 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

4 入札書(内訳書を含む)の提出

入札書(内訳書を含む)は、記21に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。また、共同企業体の場合は、内訳書に共同企業体の名称及び代表構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記名することとし、代表構成員を除くその他の構成員の記名は要しないものとする。

① 提出期限 令和7年11月5日 正午まで(必着)

② 場 所 戸田市役所 新曽南庁舎 4階 水安全部総務課 総務担当

③ 方 法 郵便入札とする。一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。

※期間内必着

※上記以外の方法により提出された入札書は無効とする。

※郵便による入札書の提出方法の詳細は、問い合わせ先に記載の戸田市水安全部総務課のホームページにて確認すること。

5 入札書の開札

① 日 時 令和7年11月5日 午後2時

② 場 所 戸田市役所 新曽南庁舎 4階 会議室

※開札の立会いを希望する場合は、入札控室(戸田市役所新曽南庁舎4階会議室)に開札日時の5分前には待機していること。なお、代理人をして立会いをする場合は、立会いに関する委任状を提出すること。

※書式については、問い合わせ先に記載の戸田市水安全部総務課のホームページにて取得すること。

※この契約の入札は、技術提案を含めた総合評価により落札者を決定するた

め、開札後、総合評価値が確定するまで落札者の決定を保留する。

③ 落札者決定の通知

落札者の決定については、入札参加者に対して次の期日までに電子メール等にて通知する。

令和7年11月28日

6 契約の条項を示す場所及び日時

総合評価落札方式に係る入札説明書（落札者決定基準を含む。以下「入札説明書」という。）、仕様書等の配布については、戸田市水安全部総務課ホームページから取得すること。取得可能な期間は、告示日から入札書提出締切日時までとする。

7 入札保証金に関する事項

戸田市契約規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電報、電話及びファクシミリにより提出した者がした入札
- (3) 不備な技術提案書を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 虚偽の入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 入札後に入札辞退届を提出し、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札
- (7) 設計金額を超える金額で入札した者がした入札
- (8) 入札書の提出において、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ① 入札者の押印のないもの
 - ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ③ 押印された印影が明らかでないもの
 - ④ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ⑤ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ⑥ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ⑦ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) その他この告示に示す事項に反した者がした入札

9 落札者の決定方法

この契約の入札は、総合評価落札方式により落札者を決定する。総合評価落札方式の詳細については、入札説明書によることとし、入札に参加を希望する者は、入札説明書を確認し、その内容を熟知すること。

10 入札手続等の方法

- (1) この契約の入札は、契約規則に基づき執行するものとし、埼玉県電子入札共同システム上において入札を執行するときは、戸田市公共契約等電子入札運用基準に基づき、申請、提出及び入札を行うものとする。
- (2) この契約の入札に参加する者が「戸田市上下水道事業包括委託における共同企業体の取扱いについて」に基づき適正に結成された共同企業体である場合において、共同企業体協定書、市が指定する委任状、入札参加資格確認申請書（共同企業体用）、辞退届（共同企業体用）を作成するときは、当該書類に共同企業体の名称及び代表構成員を含むすべての構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記名し、押印することとし、当該書類、技術提案書、確認資料集、入札書、内訳書及びその他の共同企業体に関する書類の提出は、代表構成員が行うものとする。また、本市からの連絡も代表構成員に行うものとし、その他提出書類に係る郵便封

箇の記載、受理の取扱いについては、以下に記載の例によるものとする。

1 1 入札参加資格の確認に必要な書類の提出

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出日時及び場所

入札に参加を希望する者は、次に示す期間内に、入札参加資格確認申請書にその記載内容を証明する資料（以下「確認資料」という。）を添付して、一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、戸田市水安全部総務課ホームページから取得すること。

※ 入札参加資格確認申請書の記名・押印については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。

① 受付期間

令和7年6月2日 午前8時30分から

令和7年8月2日 午後4時00分まで（必着）

※ 受付締切時間後に到着した入札参加資格確認申請書は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって発送すること。

※ 確認資料の提出について戸田市が行う指示に従わないとき、提出された入札参加資格確認申請書は無効とする。

※ 不足書類を指摘された場合の再提出についても上記の提出受付期間と同様とする。

※ 提出された確認資料は返却しない。

② 提出先

〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号

戸田市 水安全部 総務課 総務担当

③ 提出部数

1部

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認通知は、次の期日までに電子メール等にて通知する。

令和7年8月29日

(3) 共同企業体は、共同企業体協定書及び市が指定する委任状を提出しなければならない。なお、共同企業体協定書（雛型）及び委任状は、記21に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。提出方法、提出先、受付期間は、(1)の入札参加資格確認申請書等の提出日時及び場所と同じとする。

1 2 入札に関する質疑

(1) 質疑の方法

質疑応答書を戸田市水安全部総務課ホームページから取得し、質疑の内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、電話、FAX、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 提出先

戸田市 水安全部 総務課 総務担当

e-mail mizu-somu@city.toda.saitama.jp

(3) 受付期間

令和7年6月2日 午前8時30分から

令和7年8月5日 正午まで

(4) 質疑に対する回答

令和7年8月15日 午後5時までに戸田市水安全部総務課ホームページにて公表する。

1 3 技術提案書及び確認資料集の提出並びにヒアリング

(1) 技術提案書及び確認資料集の提出日時及び場所

入札に参加する者は、次に示す期間内に、技術提案書及び確認資料集を一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出しなければならない。なお、郵送の場合は、発送後に水安全部総務課へ到着確認を行うこと。

① 受付期間

令和7年9月1日 午前8時30分から

令和7年10月1日 午後4時00分まで（必着）

※ 受付締切時間後に到着した技術提案書及び確認資料集は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって発送すること。

② 提出先

〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号

戸田市 水安全部 総務課 総務担当

③ 提出部数

技術提案書及び確認資料集は、それぞれ正本3部(契約書添付及び市保管用)及び副本4部(選定委員審査用)

技術提案書(正本)の電子データを収納したCD-ROM又はDVD 1部

(2) 技術提案書及び確認資料集の書式

技術提案書は、所定の書式とし、A4サイズに揃える(折り込みも可)こと。提案書の構成は、入札説明書における落札者決定基準の技術提案の評価項目に対応した順番にして、目次を添付すること。また、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)を表示すること。

併せて、技術提案書(正本)の電子データ(Microsoft Word 又は Excel形式、表紙はPDF形式)一式をCD-ROM 又は DVDに収納し1部提出すること。また、技術提案書(正本)を通して印刷できるようにしたPDF形式のデータも収納すること。

※ 技術提案書(正本)の表紙には、「技術提案書」と明記し、件名、作成日、商号、所在地、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。

※ 技術提案書(副本)の表紙には、「技術提案書」と明記し、件名、作成日、各社の呼称(入札参加者に市が割り振る記号)を記載すること。

※ 技術提案書中に、社名及びそれを類推させる内容(ロゴマーク等)を記載しないこと。

※ 確認資料集は、評価項目1①、1②、1③、1④、8①、10①において履行した実績を確認できる資料、及び評価項目2①において表彰実績を確認できる資料として、別葉の確認資料集としてA4サイズに揃える(折り込みも可)こと。確認資料集の構成は、入札説明書における落札者決定基準の技術提案の評価項目に対応した順番にして、目次を添付すること。また、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)を表示すること。

※ 確認資料集(正本)の表紙には、「確認資料集」と明記し、件名、作成日、商号、所在地、代表者(代理人)職氏名を記載し、代表者(代理人)印を押印すること。

※ 確認資料集(副本)の表紙には、「確認資料集」と明記し、件名、作成日、各社の呼称(入札参加者に市が割り振る記号)を記載すること。

※ 確認資料集(副本)は、社名及びそれを類推させる内容(ロゴマーク等)を、全て黒塗りの処理を施した上で提出すること。なお、確認資料集(正本)は、黒塗りの処理を要しないものとする。

※ 提出された技術提案書及び確認資料集の差し替え、修正、返却等は認めない。

- (3) ヒアリング
実施する
ヒアリングを実施する場合は次の日程で行い、具体的な日時等は改めて通知する。。
令和7年10月下旬

1 4 現場説明会

開催しない。現場の確認を希望するときは、水安全部総務課まで連絡すること。

1 5 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定しない。

1 6 契約保証金の率及び納付等

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、戸田市契約規則規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領第6条第4項の規定により免除することができる。
- (2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1 7 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
月額払い。

1 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札の執行
入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載（入力）された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（入力）すること。
- (3) 内訳書に記載する金額等
入札書に記載（入力）された金額に相当する内訳書（指定された書式）を入札書と一緒に提出すること。また、内訳書を提出し忘れた場合、又は入札執行後に確認した結果、当該内訳書に提出者名の誤記や入札金額と内訳書の総額の相違等の不備があった場合は、原則としてその入札を無効とする。
- (4) くじ
落札決定に当たって、総合評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を選定する。
- (5) 入札回数
1回とする。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札辞退届を提出することで、入札を辞退することができる。

(7) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

19 談合情報等を得た場合の対応

談合等の不正行為に関する情報又は談合等の不正行為を疑わせる事実を得た場合の対応については、戸田市談合情報等対応要領（平成21年7月10日市長決裁）によるものとし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

20 その他注意事項

(1) 入札参加者は入札後、この告示、入札説明書、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) この入札に際し結成された共同企業体の存続期間は、落札者として決定された共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、この入札の契約が締結されたときをもって終了するものとする。また、契約共同企業体の存続期間は、この契約業務の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。ただし、当該存続期間満了後にあっても、この契約業務につき契約不適合責任がある場合には、すべての構成員は、連帯してその責を負わなければならない。

21 この告示に関する問い合わせ先

戸田市 水安全部 総務課 総務担当

電 話 048-229-4606

URL (課のページ) <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/>

e-mail mizu-somu@city.toda.saitama.jp